

契約の方法及び入札の条件

(条件付き一般競争入札【総合評価方式】、予定・調査基準価格事後公表)

1 契約の方法

福島県条件付一般競争入札実施要領に基づく条件付き一般競争入札とする。

初回入札によって落札候補者が決定されなかった場合には、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。

なお、再度入札を行った場合で再度入札を執行しても落札候補者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする場合がある。

入札者がいない場合は、当該入札は取りやめる。

また、本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

(電子契約サービスのページ/<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015a/suitou-densikeiyaku.html>)

2 入札の条件等入札の際提示すべき条件は、入札公告及び次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

入札説明書のとおりとする。

(2) 入札保証金

入札説明書のとおりとする。

(3) 落札者

入札説明書のとおりとする。

(4) 最低制限価格

本工事では総合評価方式のため、最低制限価格を設定せずに、低入札価格調査制度を適用するので、調査基準価格を設定し、加えて評価基準価格を設定する。

なお、評価基準価格は、非公表とする。

(5) 契約保証金

入札説明書のとおりとする。

また、落札者は別紙「契約の保証について」により契約の保証を付することとする。

(6) 前金払

福島県財務規則(以下、「規則」という。)第 112 条で定める前金払は、次のとおりとする。

ア 第 1 項に定める前金払請負代金額の 4 割以内の額(1 万円未満の端数は切り捨てる。)

イ 第 2 項に定める中間前金払請負代金額の 2 割以内の額(1 万円未満の端数は切り捨てる。)

(7) 部分払

ア 乙は、工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相当額が請負代金額の 10 分の 5 (中間前金払をする場合は 10 分の 6)を超えた場合において、当該請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額(1 万円未満の端数は切り捨てる。)について、福島県工事請負契約約款(以下、「約款」という。)第 38 条で定めるところにより部分払の支払いを甲に請求することができる。

イ 約款第 38 条第 1 項ただし書きの表中、請負代金の額 2,000 万円以上の場合、甲乙協議して定める回数は 3 回(中間前金払いをする場合は 2 回)とする。

(8) 工期

工期は入札公告のとおりとする。なお、工事の着手時期は契約締結の日から 7 日以内において工事発注者(以下「甲」という。)が指定する日とする。

(9) 現場代理人等

請負者(以下「乙」という。)は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め、契約締結の日から 5 日以内に経歴書を添付して甲に提出すること。

なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

おつて、土木工事業、建設工事業、管工事業、鋼構造物工事業及び舗装工事業に係る工事の場合には、工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者で必要な講習を受けている技術者を配置すること。

(10) 工事請負契約書

「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約条項として別記の条項を挿入する。

(11) 契約確定の時期

地方自治法第 234 条第 5 項の規定により甲及び乙が記名押印したとき(電子契約の場合においては、双方が電子署名を行ったとき)に確定する。

(12) その他

その他、入札説明書及び約款を熟知のこと。

〔別記〕

特約条項

第1 受注者は、福島県工事請負契約約款(以下「約款」という。)第4条第1項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。

(注 この特約条項は、落札額が500万円未満の場合に特約することとし、500万円以上の場合は特約しない。この場合、特約条項第2以下の各条項を1条繰り上げること。)

第2 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回(中間前金払をする場合は2回)とする。

第3 約款第4条第3項及び第6項中の「10分の1」とあるのは、「10分の3」と読み替える。

2 約款第35条第1項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替え、同条第7項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第8項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第9項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替える。

3 この工事においては、建設業法第26条第1項又は第2項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者2名を配置すること。

なお、当該工事が建設業法第26条第3項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。(建設業法施行令第27条第2項の適用は認めない。)

(注 この特約条項は、低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合のみ特約する。)

第4 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村等が発注し受注者が受注している他の工事(以下「他の工事」という。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付することができる。

第5 約款第37条に次のただし書を加える。

ただし、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第6 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書(仮設工事、土工事及び一式とされた項目(設計図書において施工条件が明示された項目を除く。))を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。)に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完

了した場合、確認を求めることができないものとする。

- 2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- 3 監督員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。
- 4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。
- 5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、工事請負契約約款第24条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。